

審議事項 借換資金（新型コロナウイルス感染症対応資金対応型）の創設について

創設の目的：

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者を対象に、事業継続を支援するために導入した「新型コロナウイルス感染症対応資金（以下、現行コロナ資金）」は、保証料の全額および当初３年間の利子を補給する形としていた。

また、当該融資制度は、融資実行から最大２年間、元金返済を据え置くことが可能となっており、遅くとも令和４年度から順次元金の返済が開始する。

（現行コロナ資金利用件数：209 件、うち令和４年度返済開始件数：94 件）

一方、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化しており、元金の返済が困難となる事業者が発生する可能性が出ている。

そこで、新型コロナウイルス感染症対応資金の融資を受けている事業者が借換で利用できる融資制度を創設することとしたい。

制度概要：

対象者	現行コロナ資金を利用しており、以下(1)～(4)のいずれかに該当する事業者 (1)新型コロナウイルス感染症に伴う中小企業信用保険法第２条第５項第４号の規定による認定を受けたもの【第４号認定】 (2)新型コロナウイルス感染症に伴う中小企業信用保険法第２条第５項第５号の規定による認定を受けたもの【第５号認定】 (3)新型コロナウイルス感染症に伴う中小企業信用保険法第２条第６項の規定による認定を受けたもの【危機関連保証】 (4)新型コロナウイルス感染症の流行により直接または間接の影響を受け、原則として最近１か月間の売上高等が直近３年間同月のいずれかと比較して１０％以上減少しており、かつ、その後２か月間を含む３か月間の売上が直近３年間同期のいずれかと比較して１０％以上減少することが見込まれる者 現行コロナ資金と同様の保証割合の保証を受けられることを条件とする。
融資限度額	3,000 万円（ただし、現行コロナ資金の融資残高を上限とする。）
融資期間	10 年以内（うち据置期間２年以内）
融資利率	1.0％
保証料	全額補給
利子	補給対象外
取扱金融機関	原則として、現行コロナ資金を利用中の金融機関とする。

取扱期間：令和４年４月１日から令和５年３月３１日まで

取扱期間内であっても、第４号認定及び危機関連保証の受付が終了した場合は、取扱を停止する。